

第6部 参考資料

第1章 施策指標一覧

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	頁
施策1 地球温暖化対策として脱炭素化を促進します			
1節 温室効果ガスの排出量の削減			
①本市の温室効果ガス排出量	174.4万t-CO ₂ (令和元年度)	111.0万t-CO ₂ (2030年度)	24
②市有施設の温室効果ガス排出量	13万t-CO ₂	5.7万t-CO ₂ (2030年度)	
③再生可能エネルギーの発電電力量	1,916 TJ	3,415 TJ	
④地球温暖化対策に取り組んでいる人の割合	83.0%	増加	
2節 気候変動への適応			
①気候変動が及ぼす影響に関する周知啓発の実施回数	—	15回	28
②企業のBCPの策定率	9.0%	増加	
③市が行う省エネ再エネ関連設備の補助金の申請件数	172件/年	1,000件 /5年間	
施策2 ごみを減量・資源化します			
1節 廃棄物の減量と資源化			
①ごみの焼却量	122,831t	100,000t (令和7年度)	37
②紙類の年間回収量	14,927t (推計値)	18,034t (令和7年度)	
③生ごみ減量に取り組む世帯数	430世帯 (ダンボールコンポストのみ)	1,000世帯	
④プラスチック製容器包装の資源化率	79.2% (令和4年度上半期)	85%	
施策3 生物多様性を保全します			
1節 生物多様性の保全			
①生物多様性に関する広報の実施	2回	8回	45
②自然環境保全活動団体の活動支援回数	43回	43回	
③自然を守る取り組みをしている人の割合	34.4%	40%	
④本市のレッドデータブックに掲載した生きものの保全に関する活動回数	16回	増加	

指標名	現況値 (令和3年度)	目標 (令和9年度)	頁
施策4 生活環境を快適にします			
1節 大気環境の保全			
①光化学オキシダントの環境基準の適合率	94%	96%	48
②微小粒子状物質(PM _{2.5})の環境基準の適合率	100%	100%	
③ダイオキシン類対策特別措置法の対象事業場の基準の適合率	100%	100%	
④アスベスト除去現場の漏えい基準の適合率	100%	100%	
2節 水・土壌環境の保全			
①河川水質基準の適合率	89.4%	100%	52
②排水基準の適合率	92.7%	100%	
③地下水の概況調査における環境基準の適合率	100%	100%	
④ダイオキシン類環境基準の適合率(水・土壌)	100%	100%	
3節 騒音・振動・悪臭の規制			
①騒音の環境基準の達成率(一般地域)	100%	100%	54
②騒音の環境基準の達成率(自動車騒音)	93.9%	95%	
③騒音の環境基準の達成率(航空機騒音)	100%	100%	
施策5 環境意識を高めます			
1節 環境教育の推進と環境意識の向上			
①環境学習をしている人の割合	43.8%	50%	59
②出前講座の開催回数	206回	増加	
③子どもの環境意識	78.2%	増加	
④こどもエコクラブへの参加団体数	33団体	33団体	
⑤体験型環境教育の実施校数	14校	増加	
2節 市民協働による環境美化の推進			
①ごみゼロ運動・クリーンシティぎふの日運動における参加人数	41,883人	42,000人	62
3節 環境重点地区の設定			
①生物多様性保全推進区域内での保全活動支援回数	33回	増加	66
②中心市街地の歩行者・自転車通行量	38,600人/日	45,700人/日	

第2章 計画の改定経過

1節 改定経過

令和4年

- 4月 25日 第1回環境審議会において諮問
- 5月 19日 第1回環境基本計画検討部会を開催
- 6月 20日 第2回環境基本計画検討部会を開催
- 25日 第1回環境に対する意識調査アンケートを実施
- 7月 11日 環境に対する意識調査アンケート（市政モニター）を実施（2週間）
- 14日 第3回環境基本計画検討部会を開催
- 18日 第2回環境に対する意識調査アンケートを実施
- 8月 25日 第2回環境審議会において進捗状況を報告
- 9月 22日 第4回環境基本計画検討部会を開催
- 10月 14日 第5回環境基本計画検討部会を開催
- 11月 14日 第3回環境審議会において計画案を報告
- 12月 15日 パブリックコメントを実施 12月15日～1月13日

令和5年

- 2月 7日 第6回環境基本計画検討部会を開催
- 20日 第4回環境審議会において最終協議
- 3月 9日 環境審議会から答申
- 3月 23日 環境基本計画の決定



環境審議会へ諮問



環境基本計画検討部会での調査審議



環境審議会での調査審議



環境審議会から答申

2節 岐阜市環境審議会委員

会 長	三井 栄	岐阜大学社会システム経営学環
副会長	内藤 哲男	岐阜商工会議所
委 員	児島 利治	岐阜大学流域圏科学研究センター
委 員	酒井 英二	岐阜薬科大学
委 員	森部 絢嗣	岐阜大学社会システム経営学環
委 員	青木 秀樹	岐阜市小中学校長会
委 員	笠井 和美	岐阜市自治会連絡協議会
委 員	坂井田 節	長良川環境レンジャー協会
委 員	杉山 秀子	岐阜市生活学校
委 員	藤田 朋子	生活協同組合 コープぎふ
委 員	八代 英彦	岐阜県
委 員	和田 直也	岐阜市議会
委 員	田中 小百合	公募
委 員	辻本 和雄	公募
委 員	山口 博美	公募

(計画改定時。敬称略。)

3節 岐阜市環境審議会環境基本計画検討部会委員

部 会 長	児島 利治	岐阜大学流域圏科学研究センター
副部会長	森部 絢嗣	岐阜大学社会システム経営学環
委 員	藤田 朋子	生活協同組合 コープぎふ
委 員	田中 小百合	公募
委 員	山口 博美	公募

4節 岐阜市環境審議会への諮問・答申

1 諮問

岐阜市環政第6号
令和4年4月25日

岐阜市環境審議会
会長 三井 栄 様

岐阜市長 柴橋 正直

岐阜市環境基本計画の改定について（諮問）

岐阜市環境基本計画を改定するにあたり、岐阜市環境基本条例第9条第4項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

【諮問理由】

本市では、目指すべき環境都市像を「環境都市宣言」に掲げる「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」としております。

そして、これを実現するため、「岐阜市環境基本計画」を策定し、「地球環境の保全」や「生物多様性の保全」、「ごみの減量・資源化」を重点施策として、多様な取り組みを推進しております。

こうした中、社会情勢の変化や新たな課題などに対応し、環境施策をさらに推進するため、本年度、岐阜市環境基本計画を改定することといたしました。

つきましては、この環境基本計画の改定にあたり、貴審議会の意見を求めます。

2 答申

令和5年3月9日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市環境審議会
会長 三井 栄

「岐阜市環境基本計画」の改定について（答申）

令和4年4月25日付け、岐阜市環政第6号により本審議会に諮問のありました「岐阜市環境基本計画」の改定について、次のとおり答申します。

記

本審議会は、環境都市宣言に掲げる「環境と調和する、人にやさしい都市岐阜」の実現のため、岐阜市の中長期的な環境ビジョンとなる「岐阜市環境基本計画」の改定について、慎重に議論を行い、別添のとおり、とりまとめました。

近年の環境問題において、脱炭素化は、地球規模で取り組む共通課題であり、また、国の示す2050年カーボンニュートラルを実現するためには、これまで以上に、地域の脱炭素化が求められています。

そのため、本計画では、5つの基本目標のうち、「脱炭素化の促進」を重点目標として位置付け、様々な施策に、脱炭素化の視点を取り入れました。

また、基本目標を達成するためには、将来に亘り、継続して、環境教育に取り組むべきであると考えます。

そのため、「環境教育・市民協働の推進」を、各目標にまたがる、横断的な目標として位置付けました。

本計画に基づき、脱炭素化をはじめとする多様な環境の取り組みを、市民、事業者、行政が連携した「オール岐阜」の体制で、積極的に推進して頂くことを望みます。

第3章 参考資料

1節 岐阜市環境基本条例

平成18年9月29日
条例第61号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第8条）

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策（第9条—第22条）

第3章 岐阜市環境審議会（第23条—第26条）

第4章 雑則（第27条）

附則

私たちの岐阜市は、自然な姿をそのまま残す緑豊かな金華山と、豊富で清浄な水をたたえ、1,300有余年の鶺鴒の伝統が今に引き継がれる長良川に象徴される自然に恵まれた都市である。こうした恵まれた環境は、自然発生的に生まれたものではなく、先人達が永い年月をかけ、自然の恵みをもとに日々の生活を通して築かれてきたものである。

私たち市民は、この恵まれた環境の下に、豊かで良好な生活を享受する権利を有すると同時に、先人達と同様に、この恵まれた環境を将来の世代に引き継いでいかなければならない役割を担っている。

しかし、今日の経済社会活動は、物質的な生活の豊かさを追い求めるあまり、大量生産、大量消費及び大量廃棄による経済の拡大に伴って、自然環境に大きな負荷をかけ、地球環境へも影響を与えていることもまた事実である。

このため、私たち市民は、一人ひとりが日々の生活を通して自然環境及び地球規模の環境問題に深くかかわっていることを認識し、環境への負荷を最小限にする行動を起こさなければならない。

ここに、社会活動の持続的発展を推進しつつ、すべてのものがそれぞれの役割を担い、かつ、支え合って、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創出に係る基本理念及び基本原則並びに施策の基本となる事項を定め、並びに市、事業者、環境の保全及び創出を図る活動を行う団体（以下「環境保全団体」という。）及び市民の役割を明らかにすることにより、環境の保全及び創出に係る施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「環境の保全及び創出」とは、大気、水、土壌等からなる環境の保護及び整備を図ることにより、人を始めとする生物にとって良好な当該環境の状態を維持し、及び形成することをいう。

2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であつ

て、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- 4 この条例において「地球環境の保全」とは、人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 5 この条例において「循環型社会」とは、製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 6 この条例において「循環資源」とは、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）のうち有用なものをいう。
- 7 この条例において「循環的な利用」とは、再使用、再生利用及び熱回収をいう。
- 8 この条例において「再使用」とは、循環資源を製品としてそのまま使用すること及び循環資源を部品その他製品の一部として使用することをいう。
- 9 この条例において「再生利用」とは、循環資源を原材料として利用することをいう。
- 10 この条例において「熱回収」とは、循環資源を熱を得ることに利用することをいう。
- 11 この条例において「再生品」とは、循環資源を使用し、又は利用して製造された製品をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創出は、市の社会、経済及び文化の持続的発展を推進しつつ、人と自然が共生する豊かな環境都市を実現することによって行われなければならない。

2 環境の保全及び創出は、人と自然が共生する社会において市民が良好な環境の恵みを受るとともに、これを将来の世代へ継承していけるように行われなければならない。

3 環境への負荷の低減のため、限りある資源の浪費を止め、循環型社会を実現しなければならない。

4 すべてのものは、環境へ負荷を与えることに関しては加害者であり、同時に被害者であるため、自主的かつ積極的に、更に協働して環境への負荷を低減しなければならない。

（基本原則）

第4条 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において環境に関する教育（学習を含む。以下同じ。）及び意識の啓発が行われなければならない。

2 環境の保全及び創出に取り組むに当たっては、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、すべてのものが環境に関する情報を共有して進められなければならない。

3 環境の保全及び創出は、すべてのものの適切な役割分担及び適正かつ公平な費用の負担の下に取り組まれなければならない。

（市の責務）

第5条 市は、環境の保全及び創出を図るため、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）及び前条に規定する基本原則（以下「基本原則」という。）にのっとり、次

に掲げる事項に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- (1) 環境に関する教育及び意識の啓発
- (2) 公害の防止
- (3) 大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素の良好な状態の保持
- (4) 野生生物の保護その他の生物の多様性の保全
- (5) 森林、河川等における多様な自然環境の保全及び創出
- (6) 人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出
- (7) 環境の美化その他良好な生活環境の確保
- (8) 資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用
- (9) 廃棄物の適正処理並びに廃棄物の減量化及び循環的な利用
- (10) 地球環境の保全
- (11) 前各号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する事項

2 市は、市が行う環境施策について、すべてのものに対し分かりやすく説明するとともに、広く意見を聴く機会を確保する責務を有する。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その雇用する者に対し、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものを行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、及び自然環境を適正に保全するため、必要な措置を講ずる役割を有する。

3 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、原材料等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置を講ずるとともに、原材料等が循環資源となった場合には、これについて自ら適正に循環的な利用を行い、若しくはこれについて適正に循環的な利用が行われるために必要な措置を講じ、又は循環的な利用が行われない循環資源について自らの責任において適正に処分する役割を有する。

4 製品、容器等の製造、販売等を行う事業者は、その事業活動を行うに当たっては、次に掲げる措置を講ずる役割を有する。

- (1) 当該製品、容器等の耐久性の向上及び修理の実施体制の充実その他の当該製品、容器等が廃棄物となることを抑制するために必要な措置
- (2) 当該製品、容器等の設計の工夫及び材質又は成分の表示その他の当該製品、容器等が循環資源となったものについて適正に循環的な利用が行われることを促進するために必要な措置
- (3) 当該製品、容器等に係る原材料の選択及び材質の工夫その他の当該製品、容器等の適正な処分が困難とならないようにするために必要な措置

5 前各項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(環境保全団体の役割)

第7条 環境保全団体は、その環境の保全及び創出のための活動を行うに当たっては、より多くの市民が参加できる体制の整備及び機会の充実に努める役割を有する。

2 前項に定めるもののほか、環境保全団体は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

(市民の役割)

第8条 市民は、環境に関する教育及び意識の啓発を自ら進んで行うよう努めるとともに、他のものの行う環境に関する教育及び意識の啓発に協力するよう努める役割を有する。

2 市民は、製品の長期使用、再生品の使用、循環資源が分別して回収されることへの協力等により循環型社会の形成に自ら努める役割を有する。

3 前2項に定めるもののほか、市民は、基本理念及び基本原則にのっとり、環境の保全及び創出に努める役割を有する。

第2章 環境の保全及び創出に関する基本的施策

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創出に関する目標、施策及び配慮

(2) 環境の保全及び創出について重点的に取り組む地区の設定

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創出に関する重要事項

3 市長は、市民、事業者、環境保全団体及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」と総称する。)が環境基本計画の策定に参加できるよう必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、岐阜市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告の公表)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画の推進状況を公表し、当該施策について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴かななければならない。

2 市長は、市民等が環境の保全及び創出に関して行ったことに関する情報を収集し、及び公開し、当該情報について市民等及び岐阜市環境審議会から意見を聴くことができる。

(市の施策と環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(環境教育の推進)

第12条 市は、市民等が環境の保全及び創出についての理解を深め、あわせて市民等の環境の保全及び創出に資する活動を行う意欲を高めるため、環境に関する教育及び意識の啓発の推進に努めるものとする。

2 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進を行うものに対し、環境の保全及び創出に関する指導を行うことができる人材又は情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第13条 市は、市民等による環境の保全及び創出のための自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するものとする。

(環境活動顕彰選考委員会)

第13条の2 前条第2項の規定による市民等の顕彰に係る審査を行うため、岐阜市環境活動顕彰選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(環境に関する情報の提供)

第14条 市は、環境に関する教育及び意識の啓発の推進並びに自発的な活動の促進に資するため、すべてのものの権利及び利益の保護に配慮しつつ、環境の保全及び創出に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(規制の措置)

第15条 市は、環境を保全するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれがある行為に関し、必要な規制の措置を講じなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるよう努めるものとする。

(誘導的措置)

第16条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、市民等が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置を講ずるよう誘導することに努めるものとする。この場合において、市長は、特に必要があると認めるときは、適正な助成その他の措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備)

第17条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全に資する公共的施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公園、緑地その他の自然環境の適正な整備並びに人と自然との豊かなふれあいの場の保全及び創出のための事業を推進するものとする。

(環境への負荷の低減)

第18条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の事業の実施に当たっては、自ら率先して廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(調査及び研究の実施)

第19条 市は、環境の保全及び創出に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、情報の収集に努めるとともに、科学的な調査及び研究の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握し、及び環境の保全及び創出に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(国等との協力)

第21条 市は、環境の保全及び創出を図るため広域的な取組みを必要とする施策について、国及び他の地方公共団体(以下「国等」という。)と協力して、その推進に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創出を図るため必要があると認めるときは、国等に対し必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(推進体制の整備)

第22条 市は、市民等と市が協働し、環境の保全及び創出に関する施策を積極的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

第3章 岐阜市環境審議会

(環境審議会)

第23条 環境の保全及び創出に関する基本的事項を調査審議させるため、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、岐阜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第24条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者、環境保全団体その他環境の保全及び創出にかかわる団体の関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 市議会議員
- (5) 公募に応じた市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

6 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

7 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 審議会は、専門の事項を調査審議するため、専門部会を置くことができる。

9 専門部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

(審議会の会議)

第25条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第26条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

(岐阜市環境審議会条例の廃止)

- 2 岐阜市環境審議会条例(平成6年岐阜市条例第41号)は、廃止する。

(岐阜市自然環境の保全に関する条例の一部改正)

- 3 岐阜市自然環境の保全に関する条例(平成15年岐阜市条例第20号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(自然環境保全地区の指定) 第7条 (略) 2 (略) 3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ <u>岐阜市環境基本条例(平成18年岐阜市条例第61号)第23条に規定する岐阜市環境審議会(以下「環境審議会」という。)</u> の意見を聴かなければならない。 4~10 (略)	(自然環境保全地区の指定) 第7条 (略) 2 (略) 3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、 <u>岐阜市環境審議会条例(平成6年岐阜市条例第41号)に定める岐阜市環境審議会(以下「環境審議会」という。)</u> の意見を聴かなければならない。 4~10 (略)

附 則(平成20年条例第14号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第21号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成31年条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2 節 用語集

あ行

芥見リサイクルプラザ

ごみの減量・資源化やリサイクル社会を構築していくことの重要性を啓発し、普及させることを目的とし、そのために必要な事業を継続的に行い、情報や場の提供などを行う施設。また、市民が集えるコミュニティ機能を併せ持った複合施設となっている。

アスベスト

石綿。天然にできた鉱物繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリに強いため、様々な工業製品で使用されてきた。発がん性が問題となり、現在は製造・使用等が禁止されている。

アースレンジャー自然体験塾

里山での米づくりや金華山の自然観察、川の生きものしらべなど、年間を通して本市の身近な自然を、親子で楽しく体験する講座。

いおう酸化物 (SOx)

一酸化いおう (SO)、二酸化いおう (SO₂) (いわゆる亜硫酸ガス) 等の総称。石油や石炭などの化石燃料が燃える際に発生する。

エコ・アクションパートナー協定店

環境負荷の少ない店づくりにより、市が示したガイドラインに対して協働して取り組む店舗 (スーパー、百貨店、小売業者等)。

温室効果ガス

大気を構成する気体で、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律 (以下、「地球温暖化対策推進法」という。) では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、パーフルオロカーボン類 (PFCs)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類を定めている。

か行

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動により排出される二酸化炭素などの温室効果ガスの排出をまずできるだけ減らすように努力をした上で、それでも排出してしまう温室効果ガスの排出量を、他の場所での削減・吸収活動 (削減・吸収量) により埋め合わせようという考え方。

合併処理浄化槽

し尿と生活雑排水 (台所、洗濯、風呂等の排水) を併せて処理することができる浄化槽。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。

環境アクションプランぎふ

本市の事務事業において、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取り組みを推進し、温室効果ガスの排出を削減することを目的とする計画。地球温暖化対策推進法で定める「地方公共団体実行計画 (事務事業編)」として位置付けている。

環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、その知識や経験を基に市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行うことのできる人材。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

持続可能な社会の構築のために、国民、民間団体等が行う環境教育等の自発的な取り組みを促進することを目的とする法律。環境教育の定義における持続可能な開発のための教育（ESD）の考え方の明文化、多様な主体の協働取組を推進するための具体的規定の創設等を行った。

環境に対する意識調査アンケート

環境部が、みんなの森 ぎふメディアコスモス等において実施するアンケート調査。

環境マネジメントシステム

事業者が自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための工場や事業者内の体制、手続等の仕組み。

貴重野生動植物種

岐阜市自然環境の保全に関する条例に基づき保全すべき種。令和5年3月現在、ヒメコウホネ、ヤマトサンショウウオ、ホトケドジョウを指定している。

揮発性有機化合物（VOC）

インキ、ガソリン及び溶剤（シンナー等）に含まれるトルエン、キシレン等の揮発性を有する有機化合物の総称。SPM及び光化学オキシダントの生成の原因物質の一つ。

ぎふ減CO₂ポイント制度

地球温暖化防止のため、効率的なエネルギーの使用を目指した岐阜市民による省エネ運動。電気・ガス・水道の使用量の削減、省エネ家電や省エネ自動車の購入、岐阜バスICカード乗車券へのチャージなど、各家庭において二酸化炭素の排出量を減らす取り組みをすることで「ぎふ減CO₂ポイント」が貯まる。ポイントを集めて応募すると、抽選で「もっと省エネ啓発品」が当たる。

岐阜市環境活動顕彰

環境基本条例第13条第2項に基づき、環境の保全及び創出のための活動に関し、顕著な功績があった市民等を顕彰するもの。

岐阜市環境白書

環境基本条例第10条に基づき、本市の環境の状況や環境基本計画の施策の進捗状況を公表するため策定する年次報告書。

岐阜市景観基本計画

本市の景観行政の総合的な指針となる計画。景観法の施行を受け、より幅広い価値観と地域特性を生かした岐阜のまちづくりに向けた多様な施策の展開を目指す。

岐阜市自然情報調査

令和元年度から令和3年度にかけて、市内に生息・生育する動植物約5,800種を確認した調査。

岐阜市生物多様性プラン

「多様な生きものと“あたりまえ”に暮らすまち」の実現を目的とし、生物多様性を推進する計画。また、この実施計画として、アクションプランを策定している。

岐阜市食ベキリ協力店・協力企業

料理の食べ残し等食品ロスの削減に取り組む市内の店舗及び企業等の事業所。

岐阜市地球温暖化対策実行計画

地方公共団体は地球温暖化対策推進法に基づき、「地方公共団体実行計画」を策定するものとされている。同計画は「区域施策編」と「事務事業編」から構成され、本市では、区域（市域全体）の地球温暖化対策に関する事項を定める「区域施策編」として「岐阜市地球温暖化対策実行計画」を、市役所の事務事業における地球温暖化対策を定める「事務事業編」として「環境アクションプランぎふ」を策定している。

岐阜市都市計画マスタープラン

本市の都市計画に関する基本的な方針であり、都市の長期的な都市づくりの方針を総合的・体系的に示すもの。

岐阜市都市美化推進連絡協議会

地区における都市美化実践活動を効果的に推進するため、市内50の自治会連合会単位で設置する組織。

岐阜市北部地区産業廃棄物不法投棄事案

本市北部地区において、産業廃棄物の中間処理業者が大量の建設系廃棄物を受け入れ、不法に投棄するという産業廃棄物不法投棄事案。不適正に処分された廃棄物はおよそ753,000m³に及ぶ。

岐阜市版レッドリスト・ブルーリスト2015

市内で絶滅が危惧される動植物を選定したレッドリストと、本来市内に自然分布していなかったが、人為的影響で侵入した外来種の一覧をまとめたブルーリストで構成される。

岐阜しみどりの基本計画

都市の緑化を総合的かつ体系的に推進する施策を検討し、長期的な視点で緑とオープンスペースの将来像と数値目標を定めた計画。

岐阜市未来のまちづくり構想

2040年頃を見据えた、岐阜市のまちづくりの総合的な方針。新型コロナウイルス感染症などの新たな課題に的確に対応するとともに、人口減少など従来からの課題解決を目指すための新たなまちづくりの方向性が必要であることから、従来の「ぎふし未来地図」を見直し、令和4年2月に、「岐阜市未来のまちづくり構想」を策定した。

岐阜市リサイクルセンター

プラスチック製容器包装を含めた再資源化処理の一端を担う施設（木田地区）。令和4年4月から稼働。

ぎふネイチャーネット

本市の身近な自然を周知し、未来へと引き継ぐための情報ツールとなることを目指して立ち上げた自然・環境情報サイト。

グリーン成長戦略

正式名は、「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」。2050年に向け、14の重要分野ごとに、高い目標を掲げた上で、現状の課題と今後の取り組みを明記し、予算、税、規制改革・標準化、国際連携など、あらゆる政策を盛り込んだ実行計画。

コウホネ

全国の湖沼、池、川などに群生する抽水性の多年草。

こどもエコクラブ

子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や、環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的とする環境活動のクラブ。

子ども環境白書

子どもたちの環境教育を推進するため、岐阜市環境白書を基に、小学校4年生から6年生を対象として環境問題や本市の環境の状況を、写真やイラストを多用し紹介する冊子。

光化学オキシダント (Ox)

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物 (NOx) や揮発性有機化合物 (VOC) 等が太陽光線を受けて光化学反応を起こすことで生成されるオゾン等の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸に影響を及ぼすおそれがあり、農作物等にも影響を与える。

ごみ1/3減量大作戦

ごみ減量・資源化指針で設定した作戦の総称。ごみ減量・資源化指針では、ごみ焼却量をピーク時から1/3以上削減し、10万t以下を目指すことを目標に掲げている。

ごみ減量・資源化指針

循環型社会の実現のため、今後のごみ減量・資源化施策の行程を示した指針。ごみ焼却量10万t以下の削減目標を掲げ、6つの作戦で取り組みを推進している。

ごみとわたしたち

環境教育の一環として、昭和60年から作成する本市のごみ処理の概要をまとめた社会科副読本。市内小学校4年生を対象に配布している。

さ行

再生可能エネルギー

理論上、永続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマス、波力、潮流等が再生可能エネルギー源の代表として挙げられる。

雑がみ

新聞、チラシ、雑誌、段ボール、紙パック以外の資源化可能な紙類のこと。

里地里山

原始的な自然と都市との中間に位置し、様々な人間の働き掛けを通して環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原等で構成される。

資源分別回収

家庭から出る古紙等の資源を地域で回収し、直接回収業者に引き渡す集団回収のこと。本市では、昭和58年度から自治会連合会を中心に資源分別回収として実施している。

自然環境保全活動団体

岐阜市自然環境の保全に関する条例の規定に基づき市長が承認する団体。

自然環境保全地区

岐阜市自然環境の保全に関する条例の規定に基づき市長が指定する開発などを規制する地区。令和5年3月現在、「達目洞ヒメコウホネ特別保全地区」を指定している。

持続可能な開発のための2030アジェンダ

持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする持続可能な開発の3つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの国際目標。

市民意識調査

「岐阜市未来のまちづくり構想」に基づき、岐阜市の将来像『人がつながる 創造が生まれる しなやかさのあるまち』に近づいている度合を表す数値目標や、その実現に向けた各政策の有効性を把握する重要業績評価指標、岐阜市まち・ひと・しごと創生総合戦略等における主観的指標の進捗を測定する調査。市民の意識や行動等をより多面的に把握することで、今後の各種政策立案等に活用していくことを目的とする。

照葉樹林

冬でも落葉しない広葉樹で、葉の表面のクチクラ層（角質の層）が発達した光沢の強い深緑色の葉を持つ樹木に覆われた森林。

食品ロス

本来食べられるにも関わらず、廃棄されている食品。

食品ロスの削減の推進に関する法律

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。

水銀に関する水俣条約

水銀及び水銀化合物の人為的排出から人の健康及び環境を保護することを目的とし、採掘から流通、使用、廃棄に至る水銀のライフサイクルにわたる適正な管理と排出の削減を定める条約。

水生生物調査（カワゲラウオッチング）

環境省と国土交通省がとりまとめている調査で、指標生物による水質判定を行う。主に小中学生を対象としている。岐阜県ではきれいな水の指標生物であるカワゲラ類が多く見られることから、「カワゲラウオッチング」という名称で普及している。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約に基づき、条約締約国が作成する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画。平成24年9月には、「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定された。

生物多様性条約

生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分を目的とした条約。平成4年に採択され、平成5年12月に発効した。日本は平成5年5月に締結した。条約に基づき生物多様性国家戦略を策定し、これに基づく各種施策を実施している。

生物多様性戦略計画2011-2020

平成22年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択された戦略計画。特に、2050年までに「自然と共生する世界」を実現することを目指し、2020年までに生物多様性の損失を止めるための効果的かつ緊急の行動を実施するという20の個別目標を愛知目標と呼ぶ。

総合的な学習の時間

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育てるとともに、学び方やものの考え方を身に着け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにすることを目的に創設された時間。

た行

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程で生成される。平成 11 年のダイオキシン類対策特別措置法の施行により、ダイオキシン類は大気汚染防止法における有害大気汚染物質の指定物質からは除外されている。

多自然川づくり

河川が本来有する生きものの良好な生息・生育環境に配慮し、さらに美しい自然景観を創出するなどのため、試験的に実施されていた「多自然型川づくり」事業を、「型」にはまらず普遍的な川づくりの姿へと展開したもの。

脱炭素社会

温室効果ガスの排出量を、“実質ゼロ”にする社会のこと。

ダンボールコンポスト

基材を入れたダンボール箱の中で、好気性微生物の働きで生ごみを分解する堆肥化方法。

地域脱炭素ロードマップ

地域課題を解決し、地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に 2030 年までに集中して行う取り組み・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示したもの。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策推進法第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策について国が定める計画。

窒素酸化物（NOx）

燃料を高温で燃やすことで、燃料中や空気中の窒素と酸素が結びついて発生する。工場や火力発電所、自動車、家庭など発生源は多様。

出前講座

市及び企業等が行っている仕事のなかで、市民が聞きたい内容をメニューから選び、市の職員等が講師となり地域に出向き、話をするもの。

特定支障除去等事業

平成 9 年の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正以前に不適正処理（不法投棄）された産業廃棄物について、実施計画に基づき行政代執行により市が生活環境の保全上の支障を除去する事業。

な行

ながら川ふれあいの森

本市北東部の三田洞地区から長良古津地区にまたがる管理面積 233ha の森林地域。本市最高峰の百ヶ峰 (417.9m) を擁し、約 20 km の遊歩道が整備されている。自然散策や森林浴、キャンプなど、様々な自然体験活動を行うことができる。

長良川流域環境ネットワーク協議会

長良川の上流域から下流域までの自治体、企業、環境保全活動団体などで構成され、植林や水質保全など長良川流域の保全活動を目的とする協議会。

熱回収

廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。廃棄物の焼却に伴い発生する熱を回収し、廃棄物発電を始め、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用する。リユース、マテリアルリサイクルを繰り返した後も熱回収は可能であることから、循環型社会形成推進基本法では、原則としてリユース、マテリアルリサイクルが熱回収に優先することとされている。なお、熱回収はサーマルリカバリーともいう。

は行

微小粒子状物質 (PM_{2.5})

浮遊粒子状物質 (SPM) のうち、粒径 2.5 μm (マイクロメートル: 1 μm = 100 万分の 1m) 以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。

浮遊粒子状物質 (SPM)

Suspended Particulate Matter。大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾル等) のうち粒径が 10 μm 以下のもの。

や行

柳津資源ステーション

合併前から柳津地域に設置する、家庭から出る資源ごみ (紙類、古着類) を常時持ち込める施設。

数字、アルファベット

スリーアール
3 R

リデュース (廃棄物の発生抑制)、リユース (再使用)、リサイクル (再生利用) の 3 つの頭文字をとったもの。

スリーアール

3 R クッキング

ごみの発生を減らす「リデュース」、くりかえし使う「リユース」、資源として再生利用する「リサイクル」を実践する調理法。

さん
3 キリ

食材は“使いキリ”、出された料理は“食べキリ”、生ごみを出すときは“水キリ”を実践して生ごみを減量する取り組み。

さん さん

3・3プロジェクト

「3 キリ」行動と「3Rクッキング」を合わせて行動することで、効果的に生ごみを減らそうとする取り組み。

ごみゼロ運動

ごみゼロと語呂を合わせ、5月30日に街中のごみを拾い歩く運動のこと。昭和50年に豊橋市で発祥し、本市では昭和63年に初めて開催された。

BCP

事業者が自然災害などの緊急事態に遭遇した場合に、被害を最小限に防ぎつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画。

COP

Conference of the Parties（条約の締約国会議）。気候変動枠組条約や生物多様性条約で使われることが多い。

DREAM★Solar ぎふ太陽光発電所

岐阜市北野阿原一般廃棄物最終処分場跡地（三輪北地区）に設置された太陽光発電所。

リサイクル Recycle

廃棄物等を原材料として再び利用すること。効率的な再生利用のためには、同じ材質のものを大量に集める必要があり、特に自動車や家電製品といった多数の部品からなる複雑な製品では、材質の均一化や材質表示等の工夫が求められる。なお、再生利用のうち、廃棄物等を製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル（びんを砕いてカレットにした上で再度びんを製造する等）、科学的に処理して利用することをケミカルリサイクル（ペットボトルを化学分解して再度ペットボトルにする等）という。

リデュース Reduce

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される。リデュースのためには、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売等の自粛、製品の長寿命化等製品の設計から販売に至るすべての段階での取り組みが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不要物を購入しない、過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出さないなどライフスタイル全般にわたる取り組みが必要。

リニューアブル Renewable

再生可能な資源へ替える取り組み。例えば、環境への負荷が大きいプラスチックなどの素材をバイオマスプラスチックのような循環型の素材に替える取り組み。

リユース Reuse

一旦使用された製品や部品、容器等を再び使用すること。具体的には、ユーザーから回収された使用済機器等をそのまま、若しくは修理等を施した上で再び別のユーザーが利用する「製品リユース」、製品を提供するための容器等を繰り返し使用する「リターナブル」、ユーザーから回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、そのまま、若しくは修理等を施した上で再度使用する「部品リユース」等がある。

ゼッチ ZEH

Net Zero Energy House。ゼロエネルギー住宅。住まいの断熱性・省エネ性能を高め、太陽光発電等でエネルギーを創ることで年間の一次消費エネルギー量の収支をプラスマイナスゼロにする住宅のこと。